

1 2 - 1 1
平成 1 2 年 9 月 2 9 日

各 地 方 農 政 局 農 政 部 長
沖 縄 総 合 事 務 局 農 林 水 産 部 長
北 海 道 農 政 部 長 } 殿

農 林 水 産 省 構 造 改 善 局 農 政 部
地 域 振 興 課 長

平 成 1 2 年 度 に お け る 中 山 間 地 域 等 直 接 支 払 制 度 の
集 落 協 定 等 の 締 結 の 促 進 に つ い て

平成12年度の集落協定等の申請、認定期限等を11月30日までとすることについては、「平成12年度の集落協定等の認定期限等の繰り延べ等について（平成12年9月29日付け12構改B第961号農林水産省構造改善局長通知）」で通知したところであるが、集落協定の締結等の促進に当たっては、「中山間地域等直接支払制度の推進にあたっての留意点（平成12年7月農林水産省構造改善局地域振興課）」及び「中山間地域等直接支払制度集落協定締結に関する各地域からの問題点と解決策（平成12年9月農林水産省構造改善局地域振興課）」に留意願うとともに、特に下記の点について貴職から都府県及び関係市町村に周知願いたい。

記

1 中山間地域等直接支払交付金は、国の事業として予算化されたものであり、対象農用地を有する集落の意志も確認しないまま、市町村長の判断で、事業を実施しないと決定すること、畑地や基盤整備実施済み農地を対象から除外すること、平成12年度からの実施を見送ることは、国民として直接支払いを受ける権利を否定することとなり、制度上認められない。

したがって、対象農用地を有する市町村においては、制度の普及・啓発に努め、協定締結希望集落等の協定の指針となる市町村基本方針を策定するとともに、平成13年度からの実施を予定している市町村においても、集落協定等の認定期限が「平成12年11月30日」までとされたことから、可能な限り、対象農用地を有する集落において平成12年度中に集落協定等が締結されるよう努力されたい。

- 2 集落協定締結の申請、認定期限等を「平成12年11月30日」までとしたことから、実測や地形図等の作製が遅れている都道府県及び関係市町村においては、地形図等の整備を促進し、11月30日までに集落協定等が申請、認定されるよう努められたい。また、都道府県にあっては、管内の全ての市町村における地形図整備の完了を待つことなく、実測等の作業が終了した市町村から随時、協定の締結作業に入れるよう配慮していただきたい。
- 3 11月30日までに実測、地形図等の作製が行われないと見込まれる場合にあっても、次のような取組み等により集落の話し合いを進められたい。
- (1) 傾斜が明らかに1/20以上であるところを対象に先行して集落協定等を締結する（例えば、全ての農用地の傾斜が1/20以上かどうか不明確な農用地が5haある場合は、明らかに1/20以上の農用地3haで先行して集落協定を締結する。）。
- (2) 緩傾斜も対象とすることとし、1/100、8度以上という緩傾斜基準について、安全をみて、例えば1/50、10度以上の農用地を対象に協定を締結する（緩傾斜については、単価は低いですが、一般的に対象農用地が拡大することとなり、交付金額は急傾斜を対象とした場合とあまり変わらない。また、急傾斜と緩傾斜それぞれ1ha以上の面積が確保できる団地の場合は、団地を急傾斜団地と緩傾斜団地に区分してそれぞれの単価を設定することも可能である。）。
- (3) (1)及び(2)のいずれの場合でも、実測等による面積等の確定結果に基づき、協定面積を拡大すればよい。